

令和５年住宅・土地統計調査
住宅の構造等に関する集計結果（宮崎県）

令和７年３月

宮崎県総合政策部統計調査課

目 次

第 1	調査の概要	1
第 2	統計表利用上の注意	4
第 3	結果の概要	
1	平成31年 1 月以降に行われた増改築・改修工事等の状況	5
2	平成31年 1 月以降に行われた耐震改修工事の状況	6
3	平成31年 1 月以降に行われた高齢者等のための設備工事の状況	7
4	高齢者が住む住宅のバリアフリー化率	8
5	住環境（生活関連施設までの距離）	9
第 4	付表一県、市及び人口15,000人以上の町	
付表 1－1	平成31年 1 月以降の住宅の増改築・改修工事等の状況別 持ち家数（令和 5 年）	11
付表 1－2	平成31年 1 月以降の住宅の増改築・改修工事等の状況別 持ち家割合（令和 5 年）	11
付表 2	平成31年 1 月以降の住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数及び 持ち家割合（令和 5 年）	12
付表 3	バリアフリー化住宅に居住する世帯数及び世帯割合 （高齢者のいる世帯）（平成30年、令和 5 年）	12
付表 4	最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数及び 世帯割合（高齢者のいる世帯）（令和 5 年）	13
付表 5	最寄りの保育所までの距離別 6 歳未満の子のいる主世帯数及び 世帯割合（令和 5 年）	14
付表 6	最寄りの緊急避難場所までの距離別主世帯数及び世帯割合 （令和 5 年）	14
第 5	用語の解説	
1	住宅	15
2	世帯	19
3	住環境・都市計画	19
第 6	令和 5 年住宅・土地統計調査 集計結果公表予定	20

第 1 調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、令和5年10月1日午前零時現在で実施した。

3 調査の地域

全国の令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約20万単位区（宮崎県1,760単位区）について調査した。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、計約340万住戸・世帯、宮崎県約3万住戸・世帯）を対象とした。

ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査対象から除外した。

- (1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

【調査票甲】

(1) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 構成
- ウ 同居世帯に関する事項
- エ 年間収入

(2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 子の住んでいる場所
- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項

(3) 住宅に関する事項

- ア 居住室の数及び広さ
- イ 所有関係に関する事項
- ウ 家賃又は間代等に関する事項
- エ 構造
- オ 床面積
- カ 建築時期
- キ 設備に関する事項
- ク 建て替え等に関する事項
- ケ 増改築及び改修工事に関する事項
- コ 耐震に関する事項

(4) 現住居の敷地に関する事項

- ア 敷地の所有関係に関する事項
- イ 敷地面積
- ウ 取得方法・取得時期等

(5) 現住居以外の住宅に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 利用に関する事項

(6) 現住居以外の土地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 利用に関する事項

【調査票乙】

上記【調査票甲】(1)～(6)に、以下の事項を加えて調査した。

(3) 住宅に関する事項

- サ 現住居の名義

(4) 現住居の敷地に関する事項

- エ 所有地の名義

(5) 現住居以外の住宅に関する事項

- ウ 所在地
- エ 建て方
- オ 取得方法
- カ 建築時期
- キ 居住世帯のない期間

(6) 現住居以外の土地に関する事項

- ウ 所在地
- エ 面積に関する事項
- オ 取得方法
- カ 取得時期

【建物調査票】

(1) 住宅に関する事項

- ア 世帯の存しない住宅の種別
- イ 種類

(2) 建物に関する事項

- ア 建て方
- イ 世帯の存しない建物の構造
- ウ 腐朽・破損の有無
- エ 建物全体の階数
- オ 敷地に接している道路の幅員
- カ 建物内総住宅数
- キ 設備に関する事項
- ク 住宅以外で人が居住する建物の種類

6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行った。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認するほか、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成した。

7 結果の公表

結果は、速報値である「住宅数概数集計」、確定値である「住宅及び世帯に関する基本集計」、「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」から成り、総務省統計局がインターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

また、総務省統計局による確定値の公表の都度、公表されたデータの中から宮崎県の状況についてまとめたものを、宮崎県が公表する。

第2 統計表利用上の注意

1 統計表の出典について

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/>）ほか、e-Stat（<https://www.e-stat.go.jp/>）の住宅・土地統計調査各調査年の結果及び平成30年住宅・土地統計調査の時系列統計表を加工して作成した。

上記で確認ができないデータについては今回の統計表に含めていない。

2 統計表の表章単位等について

全国、都道府県の実数については、10位を四捨五入して100位までが有効数字として表章されており、県は表章単位未満の数値を把握していない。

表章単位未満の位で四捨五入されているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

割合は、表章数値による計算であり、また、表章単位未満を四捨五入した数値のため、内訳の合計が100にならない場合がある。

なお、一世帯当たり住宅数や割合の表章単位は、国の公表値に準じている。

3 不詳について

統計表の数値は、総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

4 統計表の数値統計表中に使用されている記号等について

(1) 「-」は、該当数値がないもの又は数字が得られないものを示す。

(2) 「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示す。

5 市町村別結果について

市町村別結果は、市及び人口15,000人以上の町村が表章の対象となっている（人口は令和2年国勢調査時点）。

市町村別結果は、1位を四捨五入して10位までが有効数字として表章されている。

第3 結果の概要

1 平成31年1月以降に行われた増改築・改修工事等の状況

平成31年1月以降に増改築・改修工事等が行われた持ち家の割合は約3割で、「台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事」の割合が最も高い。

平成31年1月以降に増改築・改修工事等が行われた持ち家は89,300戸で、持ち家全体の29.3%となっている。増改築・改修工事等の内容の割合をみると、「台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事」が16.4%と最も高く、次いで「屋根・外壁等の改修工事」が10.3%、「天井・壁・床等の内装の改修工事」が7.1%などとなっている。

平成31年1月以降に増改築・改修工事等が行われた持ち家の割合を建築の時期別にみると、「昭和56年～平成2年」が38.3%と最も高く、次いで「昭和46年～55年」が37.8%、「平成3年～12年」が34.0%などとなっており、平成12年以前に建築された持ち家の3割以上が平成31年1月以降に増改築・改修工事等を行っている。（表1、図1-1、図1-2）

全国との比較では、全国の平成31年1月以降に増改築・改修工事等が行われた持ち家の割合は28.8%で、宮崎県と全国の差は1ポイント未満となっている。

表1 建築の時期、平成31年1月以降の住宅の増改築・改修工事等の状況別
持ち家数—宮崎県（令和5年）

建築の時期	平成31年1月以降の住宅の増改築・改修工事等の状況別持ち家数									
	総数	工事等をした ¹⁾	増築・間取りの変更	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	天井・壁・床等の内装の改修工事	屋根・外壁等の改修工事	壁・柱・基礎等の補強工事	窓・壁等の断熱・結露防止工事	その他の工事	工事等をしていない
実数 総数 ²⁾	(戸)									
昭和45年(1970)以前	304,400	89,300	9,200	49,900	21,700	31,400	4,000	4,600	37,700	215,100
昭和46年(1971)～55年(1980)	37,800	12,000	1,400	7,200	2,800	3,200	500	500	5,900	25,800
昭和56年(1981)～平成2年(1990)	52,900	20,000	2,400	11,800	5,500	6,600	900	900	8,900	32,900
平成3年(1991)～12年(2000)	52,000	19,900	1,500	11,900	5,100	6,900	700	700	8,300	32,100
平成13年(2001)～22年(2010)	57,600	19,600	1,100	10,800	3,800	7,900	400	1,100	6,800	38,000
平成23年(2011)～令和2年(2020)	43,000	9,400	700	4,000	1,400	4,000	300	300	3,400	33,500
令和3年(2021)～5年(2023)9月	47,100	6,500	1,400	2,900	2,000	1,900	800	700	3,500	40,600
令和3年(2021)～5年(2023)9月	11,100	1,500	600	1,100	900	800	500	400	700	9,600
割合 総数 ²⁾	(%)									
昭和45年(1970)以前	100.0	29.3	3.0	16.4	7.1	10.3	1.3	1.5	12.4	70.7
昭和46年(1971)～55年(1980)	100.0	31.7	3.7	19.0	7.4	8.5	1.3	1.3	15.6	68.3
昭和56年(1981)～平成2年(1990)	100.0	37.8	4.5	22.3	10.4	12.5	1.7	1.7	16.8	62.2
平成3年(1991)～12年(2000)	100.0	38.3	2.9	22.9	9.8	13.3	1.3	1.3	16.0	61.7
平成13年(2001)～22年(2010)	100.0	34.0	1.9	18.8	6.6	13.7	0.7	1.9	11.8	66.0
平成23年(2011)～令和2年(2020)	100.0	21.9	1.6	9.3	3.3	9.3	0.7	0.7	7.9	77.9
平成23年(2011)～令和2年(2020)	100.0	13.8	3.0	6.2	4.2	4.0	1.7	1.5	7.4	86.2
令和3年(2021)～5年(2023)9月	100.0	13.5	5.4	9.9	8.1	7.2	4.5	3.6	6.3	86.5

1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2) 建築の時期「不詳」を含む。

図1-1 平成31年1月以降の住宅の増改築・改修工事等の内容別持ち家の割合—宮崎県（令和5年）

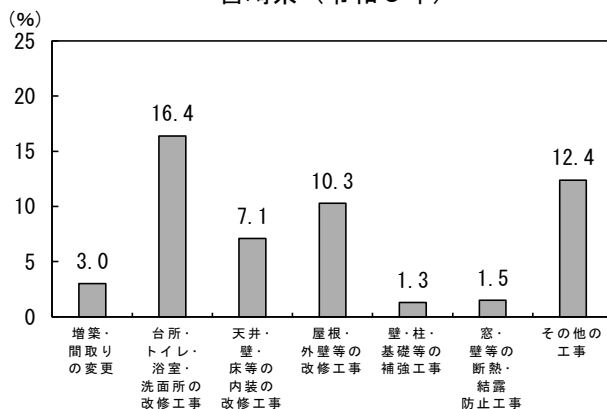
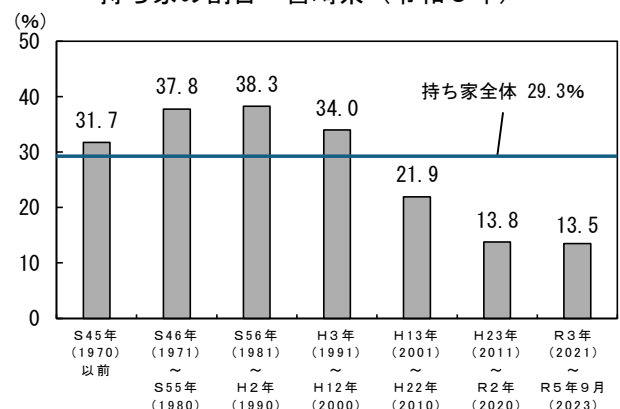


図1-2 建築の時期別平成31年1月以降に増改築・改修工事等が行われた持ち家の割合—宮崎県（令和5年）



2 平成31年 1 月以降に行われた耐震改修工事の状況

平成31年 1 月以降に耐震改修工事が行われた持ち家の割合は1.9%で、「壁の新設・補強」の割合が最も高い。

平成31年 1 月以降に耐震改修工事が行われた持ち家は5,800戸で、持ち家全体の1.9%となっている。耐震改修工事の内容をみると、「壁の新設・補強」が2,800戸（平成31年 1 月以降に耐震改修工事が行われた持ち家に占める割合48.3%）と最も多く、次いで「金具による補強」が2,300戸（同39.7%）、「筋かいの設置」が2,200戸（同37.9%）などとなっている。

耐震改修工事が行われた持ち家の割合を建て方別にみると、一戸建が2.0%となっている。また、構造別にみると、木造の2.0%に対し、非木造は0.9%で、木造に比べ1.1ポイント低くなっている。 〈表2〉

全国との比較では、全国の平成31年 1 月以降に耐震改修工事が行われた持ち家の割合も1.9%で、全国と宮崎県の結果は等しくなっている。

表2 住宅の建て方・構造・建築の時期、平成31年 1 月以降の住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数－宮崎県（令和5年）

住宅の建て方・ 構造・ 建築の時期	平成31年 1 月以降の住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数						
	総数	うち 工事をした 1)	壁の新設・ 補強	筋かいの 設置	基礎の補強	金具による 補強	その他
実数 (戸)							
総数	304,400	5,800	2,800	2,200	1,900	2,300	1,200
(建て方)							
一戸建	289,100	5,700	2,700	2,200	1,900	2,300	1,100
長屋建	800	0	-	-	-	-	0
共同住宅	13,500	-	-	-	-	-	-
その他	1,100	100	100	-	-	-	-
(構造)							
木造	270,000	5,500	2,600	2,100	1,800	2,200	1,000
非木造	34,400	300	200	100	100	100	100
(建築の時期)							
昭和55年(1980)以前	90,800	1,900	900	600	400	600	400
昭和56年(1981)以降	210,800	3,900	1,800	1,500	1,500	1,700	700
割合－1 (%) 2)							
総数	100.0	1.9	0.9	0.7	0.6	0.8	0.4
(建て方)							
一戸建	100.0	2.0	0.9	0.8	0.7	0.8	0.4
長屋建	100.0	0.0	-	-	-	-	0.0
共同住宅	100.0	-	-	-	-	-	-
その他	100.0	9.1	9.1	-	-	-	-
(構造)							
木造	100.0	2.0	1.0	0.8	0.7	0.8	0.4
非木造	100.0	0.9	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3
(建築の時期)							
昭和55年(1980)以前	100.0	2.1	1.0	0.7	0.4	0.7	0.4
昭和56年(1981)以降	100.0	1.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.3
割合－2 (%) 3)							
総数	-	100.0	48.3	37.9	32.8	39.7	20.7
(建て方)							
一戸建	-	100.0	47.4	38.6	33.3	40.4	19.3
長屋建	-	0.0	-	-	-	-	0.0
共同住宅	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	100.0	100.0	-	-	-	-
(構造)							
木造	-	100.0	47.3	38.2	32.7	40.0	18.2
非木造	-	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3
(建築の時期)							
昭和55年(1980)以前	-	100.0	47.4	31.6	21.1	31.6	21.1
昭和56年(1981)以降	-	100.0	46.2	38.5	38.5	43.6	17.9

1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2) 建て方、構造及び建築の時期別の持ち家総数に占める割合

3) 建て方、構造及び建築の時期別の住宅の耐震改修工事をした持ち家数に占める割合

3 平成31年 1 月以降に行われた高齢者等のための設備工事の状況

平成31年 1 月以降に高齢者等のための設備工事が行われた持ち家の割合は14.7%で、世帯内の最高齢者が75歳以上の主世帯では2割を超える。

平成31年 1 月以降に高齢者等のための設備工事が行われた持ち家は44,700戸で、持ち家全体の14.7%となっている。高齢者等のための設備工事の内容の割合をみると、「階段や廊下の手すりの設置」が9.0%、「浴室の工事」及び「トイレの工事」が5.7%、「屋内の段差の解消」が2.6%などとなっている。

また、世帯内の最高齢者の年齢階級別にみると、「75歳以上」が24.8%と最も高く、次いで「65～74歳」が14.1%、「55～64歳」が9.6%などとなっており、年齢階級が高くなるほど割合は高くなっている。〈表3、図3－1、図3－2〉

全国との比較では、全国の平成31年 1 月以降に高齢者等のための設備工事が行われた持ち家の割合は13.0%で、宮崎県は全国より1.7ポイント高くなっている。

表3 世帯内の最高齢者の年齢階級、平成31年 1 月以降の高齢者等のための設備工事の状況別持ち家数－宮崎県（令和5年）

世帯内の 最高齢者の 年齢階級	平成31年 1 月以降の高齢者等のための設備工事の状況別持ち家数							
	総数	工事をした 1)	階段や廊下 の手すりの 設置	屋内の段差 の解消	浴室の工事	トイレの 工事	その他	工事を していない
実数 (戸)								
総数	304,400	44,700	27,300	7,900	17,200	17,500	2,600	259,700
45歳未満	25,200	600	200	200	400	300	100	24,600
45～54歳	34,900	1,300	700	400	500	300	100	33,600
55～64歳	44,700	4,300	2,200	600	1,800	1,900	200	40,400
65～74歳	73,900	10,400	5,500	2,100	4,600	4,200	400	63,500
75歳以上	108,800	27,000	18,000	4,400	9,500	10,500	1,700	81,800
割合 (%)								
総数	100.0	14.7	9.0	2.6	5.7	5.7	0.9	85.3
45歳未満	100.0	2.4	0.8	0.8	1.6	1.2	0.4	97.6
45～54歳	100.0	3.7	2.0	1.1	1.4	0.9	0.3	96.3
55～64歳	100.0	9.6	4.9	1.3	4.0	4.3	0.4	90.4
65～74歳	100.0	14.1	7.4	2.8	6.2	5.7	0.5	85.9
75歳以上	100.0	24.8	16.5	4.0	8.7	9.7	1.6	75.2

1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

図3－1 平成31年 1 月以降の高齢者等のための設備工事の内容別持ち家の割合－宮崎県（令和5年）

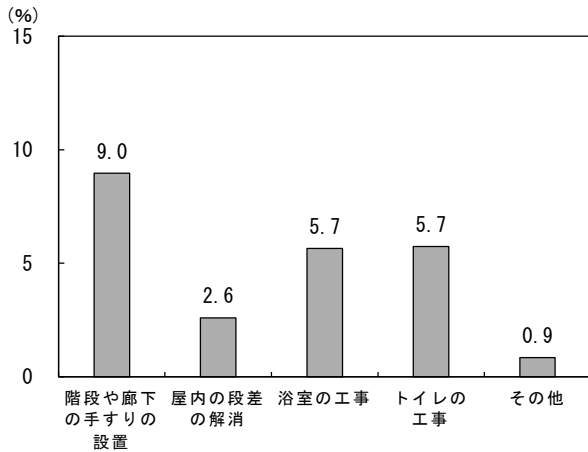
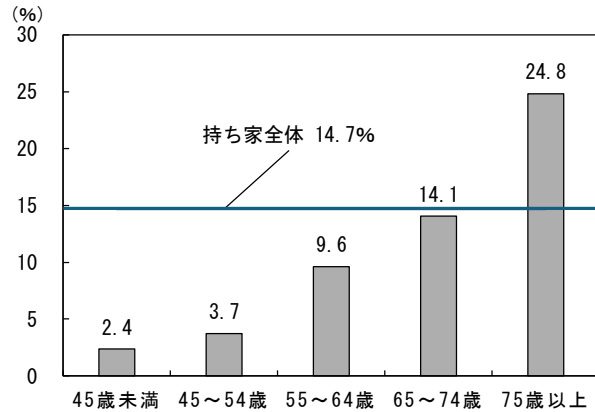


図3－2 世帯内の最高齢者の年齢階級別平成31年 1 月以降に高齢者等のための設備工事が行われた持ち家の割合－宮崎県（令和5年）



4 高齢者が住む住宅のバリアフリー化率

高齢者が住む住宅の一定のバリアフリー化率は43.0%で、平成30年と比べ2.2ポイント増加している。

65歳以上の世帯員のいる主世帯（以下「高齢者のいる世帯」という。）（221,700世帯）のうち、一定のバリアフリー化住宅に居住している世帯は95,400世帯で、高齢者のいる世帯に占める割合（以下「一定のバリアフリー化率」という。）は43.0%となっている。また、高度のバリアフリー化住宅に居住している世帯は18,000世帯で、高齢者のいる世帯に占める割合（以下「高度のバリアフリー化率」という。）は8.1%となっている。平成30年と比べると、一定のバリアフリー化率は2.2ポイント、高度のバリアフリー化率は1.0ポイントそれぞれ増加している。

一定のバリアフリー化率について、住宅の建て方、所有の関係別にみると、一戸建が44.8%、共同住宅（持ち家）が58.2%、共同住宅（借家）が28.4%などとなっている。

（表4、図4-1、図4-2）

全国との比較では、全国の一定のバリアフリー化率は45.4%で、宮崎県は全国より2.4ポイント低くなっているが、全国の共同住宅（持ち家）の一定のバリアフリー化率は52.4%で、宮崎県は全国より5.8ポイント高くなっている。

バリアフリー化住宅とは	
・ 一定のバリアフリー化住宅	高齢者等のための設備・構造のうち、「手すりの設置（2箇所以上）」又は「段差のない屋内」がある住宅
・ 高度のバリアフリー化住宅	高齢者等のための設備・構造のうち、「手すりの設置（2箇所以上）」、「段差のない屋内」及び「廊下などが車いすで通行可能な幅」がいずれもある住宅

表4 住宅の建て方、所有の関係別高齢者のいる世帯数（一定のバリアフリー化住宅に居住する世帯数、高度のバリアフリー化住宅に居住する世帯数）－宮崎県（平成30年、令和5年）

年次、 住宅の建て方、所有の関係	高齢者のいる世帯					
	実数(世帯)			割合(%)		
	総数	うち一定の バリアフリー化	うち高度の バリアフリー化	総数	うち一定の バリアフリー化	うち高度の バリアフリー化
令和5年(2023)						
総数	221,700	95,400	18,000	100.0	43.0	8.1
一戸建	187,000	83,800	14,800	100.0	44.8	7.9
共同住宅（持ち家）	5,500	3,200	1,000	100.0	58.2	18.2
共同住宅（借家）	24,300	6,900	2,000	100.0	28.4	8.2
長屋建	4,200	1,300	100	100.0	31.0	2.4
その他	800	300	100	100.0	37.5	12.5
(参考) 平成30年(2018)						
総数	207,300	84,500	14,700	100.0	40.8	7.1
一戸建	180,700	76,400	12,600	100.0	42.3	7.0
共同住宅（持ち家）	4,300	2,300	400	100.0	53.5	9.3
共同住宅（借家）	17,500	4,800	1,600	100.0	27.4	9.1
長屋建	4,000	700	100	100.0	17.5	2.5
その他	800	300	100	100.0	37.5	12.5

図4-1 高齢者のいる世帯のバリアフリー化率－宮崎県（平成30年、令和5年）

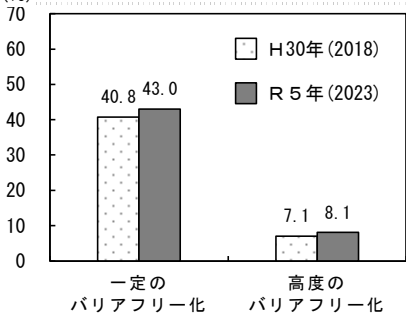
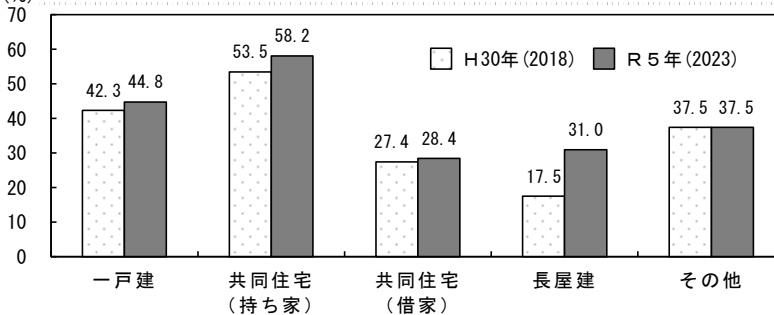


図4-2 高齢者のいる世帯の住宅の建て方、所有の関係別一定のバリアフリー化率－宮崎県（平成30年、令和5年）



5 住環境（生活関連施設までの距離）

最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯割合（高齢者のいる世帯）は、この25年間で「250m未満」が5倍に増加、「2,000m以上」は3分の1以下に減少している。

高齢者のいる世帯について、最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数をみると、「250m未満」が23,200世帯（高齢者のいる世帯に占める割合10.5%）、「250～500m未満」が42,100世帯（同19.0%）、「500～1,000m未満」が69,100世帯（同31.2%）、「1,000～2,000m未満」が49,600世帯（同22.4%）、「2,000m以上」が37,700世帯（同17.0%）となっている。

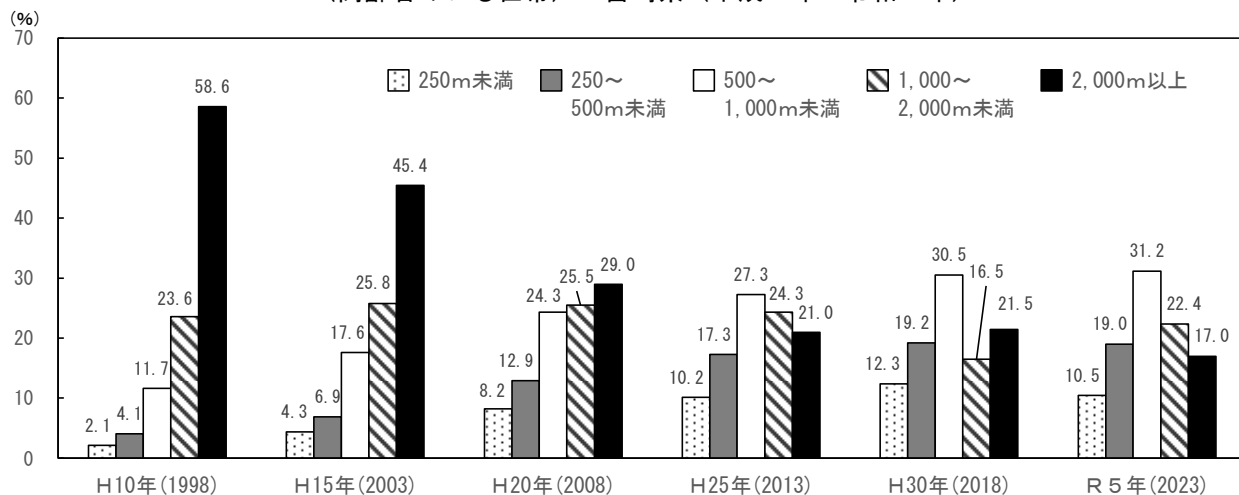
距離別世帯割合の推移をみると、平成10年から令和5年までの25年間で「250m未満」が2.1%から10.5%と5倍に増加している一方、「2,000m以上」が58.6%から17.0%と3分の1以下に減少している。〈表5-1、図5〉

全国との比較では、全国の最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯割合は「250m未満」が17.0%、「2,000m以上」が11.1%で、宮崎県の方が全国よりも最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離が遠い世帯の割合が多くなっている。

表5-1 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数の推移
（高齢者のいる世帯）－宮崎県（平成10年～令和5年）

年次	最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数（高齢者のいる世帯）					
	総数	250m未満	250～500m未満	500～1,000m未満	1,000～2,000m未満	2,000m以上
実数（世帯）						
平成10年（1998）	155,200	3,300	6,300	18,100	36,600	90,900
15年（2003）	172,500	7,500	11,900	30,300	44,500	78,400
20年（2008）	185,000	15,200	23,900	45,000	47,200	53,600
25年（2013）	200,900	20,400	34,700	54,800	48,900	42,100
30年（2018）	207,300	25,600	39,900	63,200	34,200	44,500
令和5年（2023）	221,700	23,200	42,100	69,100	49,600	37,700
割合（%）						
平成10年（1998）	100.0	2.1	4.1	11.7	23.6	58.6
15年（2003）	100.0	4.3	6.9	17.6	25.8	45.4
20年（2008）	100.0	8.2	12.9	24.3	25.5	29.0
25年（2013）	100.0	10.2	17.3	27.3	24.3	21.0
30年（2018）	100.0	12.3	19.2	30.5	16.5	21.5
令和5年（2023）	100.0	10.5	19.0	31.2	22.4	17.0

図5 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯割合の推移
（高齢者のいる世帯）－宮崎県（平成10年～令和5年）



最寄りの保育所までの距離が「1,000m以上」の世帯割合（6歳未満の子のいる主世帯）は25.2%となっている。

6歳未満の子のいる主世帯について、最寄りの保育所までの距離別世帯数をみると、「100m未満」が200世帯（6歳未満の子のいる主世帯に占める割合0.7%）、「100～200m未満」が1,600世帯（同5.8%）、「200～500m未満」が8,700世帯（同31.3%）、「500～1,000m未満」が10,300世帯（同37.1%）、「1,000m以上」が7,000世帯（同25.2%）となっている。〈表5－2〉

全国との比較では、最寄りの保育所までの距離が「1,000m以上」の世帯の割合は19.9%で、宮崎県の方が5.3ポイント高くなっている。

表5－2 最寄りの保育所までの距離別6歳未満の子のいる主世帯数－宮崎県（令和5年）

	最寄りの保育所までの距離別主世帯数（6歳未満の子のいる世帯）					
	総数	100m未満	100～200m未満	200～500m未満	500～1,000m未満	1,000m以上
宮崎県						
世帯数（世帯）	27,800	200	1,600	8,700	10,300	7,000
割合（%）	100.0	0.7	5.8	31.3	37.1	25.2
（参考）全国						
世帯数（世帯）	3,363,800	79,900	282,600	1,233,400	1,097,100	670,700
割合（%）	100.0	2.4	8.4	36.7	32.6	19.9

最寄りの緊急避難場所までの距離が500m未満の世帯割合は約6割となっている。

主世帯について、最寄りの緊急避難場所までの距離別世帯数をみると、「250m未満」が144,900世帯（主世帯に占める割合31.3%）、「250～500m未満」が124,400世帯（同26.9%）、「500～1,000m未満」が107,900世帯（同23.3%）、「1,000～2,000m未満」が59,500世帯（同12.8%）、「2,000m以上」が26,600世帯（同5.7%）となっている。

〈表5－3〉

全国との比較では、最寄りの緊急避難場所までの距離が500m未満の世帯割合が宮崎県と同じく約6割となっている一方、「2,000m以上」は2.3%で、宮崎県の方が3.4ポイント高くなっている。

表5－3 最寄りの緊急避難場所までの距離別主世帯数－宮崎県（令和5年）

	最寄りの緊急避難場所までの距離別主世帯数					
	総数	250m未満	250～500m未満	500～1,000m未満	1,000～2,000m未満	2,000m以上
宮崎県						
世帯数（世帯）	463,300	144,900	124,400	107,900	59,500	26,600
割合（%）	100.0	31.3	26.9	23.3	12.8	5.7
（参考）全国						
世帯数（世帯）	55,665,000	15,374,300	17,424,600	16,092,900	5,513,400	1,259,900
割合（%）	100.0	27.6	31.3	28.9	9.9	2.3

第4 付表一県、市及び人口15,000人以上の町

付表1-1 平成31年1月以降の住宅の増改築・改修工事等の状況別持ち家数
(令和5年)

	持ち家 総数	工事等をした 1)								工事等を していない
		総数	増築・ 間取り の変更	台所・ トイレ・ 浴室・ 洗面所の 改修工事	天井・壁・ 床等の内装 の改修工事	屋根・ 外壁等の 改修工事	壁・柱・ 基礎等の 補強工事	窓・壁等の 断熱・結露 防止工事	その他の 工事	
	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
宮崎県	304,400	89,300	9,200	49,900	21,700	31,400	4,000	4,600	37,700	215,100
宮崎市	104,900	28,110	2,690	15,770	6,490	10,690	1,230	1,610	11,490	76,790
都城市	48,530	14,700	1,310	8,380	3,200	5,140	530	730	6,260	33,830
延岡市	33,010	11,120	1,110	5,970	3,090	3,820	520	460	5,300	21,890
日南市	15,150	4,600	540	2,600	1,090	1,530	250	170	2,070	10,550
小林市	13,540	3,970	490	2,110	900	1,370	170	190	1,740	9,570
日向市	15,710	5,060	560	2,690	1,130	2,020	250	240	2,130	10,650
串間市	5,190	1,440	210	890	330	430	90	40	510	3,750
西都市	8,640	2,540	280	1,490	770	770	150	200	990	6,100
えびの市	6,140	1,850	250	1,080	480	530	80	60	790	4,290
三股町	8,110	2,230	250	1,070	460	680	90	90	730	5,880
国富町	6,120	1,950	250	1,280	410	570	10	20	630	4,170
高鍋町	5,670	1,640	150	850	370	730	50	150	760	4,040
新富町	4,800	960	60	540	290	300	120	140	320	3,840
川南町	4,670	1,060	90	540	420	410	20	30	440	3,610
門川町	5,550	1,850	200	950	490	690	70	40	910	3,690

1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

付表1-2 平成31年1月以降の住宅の増改築・改修工事等の状況別持ち家割合
(令和5年)

	持ち家 総数	工事等をした 1)								工事等を していない
		総数	増築・ 間取り の変更	台所・ トイレ・ 浴室・ 洗面所の 改修工事	天井・壁・ 床等の内装 の改修工事	屋根・ 外壁等の 改修工事	壁・柱・ 基礎等の 補強工事	窓・壁等の 断熱・結露 防止工事	その他の 工事	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
宮崎県	100.0	29.3	3.0	16.4	7.1	10.3	1.3	1.5	12.4	70.7
宮崎市	100.0	26.8	2.6	15.0	6.2	10.2	1.2	1.5	11.0	73.2
都城市	100.0	30.3	2.7	17.3	6.6	10.6	1.1	1.5	12.9	69.7
延岡市	100.0	33.7	3.4	18.1	9.4	11.6	1.6	1.4	16.1	66.3
日南市	100.0	30.4	3.6	17.2	7.2	10.1	1.7	1.1	13.7	69.6
小林市	100.0	29.3	3.6	15.6	6.6	10.1	1.3	1.4	12.9	70.7
日向市	100.0	32.2	3.6	17.1	7.2	12.9	1.6	1.5	13.6	67.8
串間市	100.0	27.7	4.0	17.1	6.4	8.3	1.7	0.8	9.8	72.3
西都市	100.0	29.4	3.2	17.2	8.9	8.9	1.7	2.3	11.5	70.6
えびの市	100.0	30.1	4.1	17.6	7.8	8.6	1.3	1.0	12.9	69.9
三股町	100.0	27.5	3.1	13.2	5.7	8.4	1.1	1.1	9.0	72.5
国富町	100.0	31.9	4.1	20.9	6.7	9.3	0.2	0.3	10.3	68.1
高鍋町	100.0	28.9	2.6	15.0	6.5	12.9	0.9	2.6	13.4	71.3
新富町	100.0	20.0	1.3	11.3	6.0	6.3	2.5	2.9	6.7	80.0
川南町	100.0	22.7	1.9	11.6	9.0	8.8	0.4	0.6	9.4	77.3
門川町	100.0	33.3	3.6	17.1	8.8	12.4	1.3	0.7	16.4	66.5

1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

付表2 平成31年1月以降の住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数及び持ち家割合
(令和5年)

	持ち家 総数 (戸)	うち工事等をした ¹⁾											
		総数		壁の新設・補強		筋かいの設置		基礎の補強		金具による補強		その他	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
宮崎県	304,400	5,800	1.9	2,800	0.9	2,200	0.7	1,900	0.6	2,300	0.8	1,200	0.4
宮崎市	104,900	1,700	1.6	940	0.9	790	0.8	490	0.5	820	0.8	150	0.1
都城市	48,530	1,080	2.2	480	1.0	430	0.9	410	0.8	360	0.7	250	0.5
延岡市	33,010	590	1.8	280	0.8	210	0.6	230	0.7	180	0.5	130	0.4
日南市	15,150	260	1.7	70	0.5	40	0.3	110	0.7	120	0.8	50	0.3
小林市	13,540	270	2.0	140	1.0	100	0.7	90	0.7	110	0.8	30	0.2
日向市	15,710	330	2.1	90	0.6	90	0.6	90	0.6	140	0.9	90	0.6
串間市	5,190	80	1.5	40	0.8	10	0.2	10	0.2	30	0.6	10	0.2
西都市	8,640	190	2.2	80	0.9	50	0.6	120	1.4	50	0.6	40	0.5
えびの市	6,140	200	3.3	60	1.0	80	1.3	50	0.8	110	1.8	70	1.1
三股町	8,110	80	1.0	70	0.9	-	-	-	-	-	-	10	0.1
国富町	6,120	130	2.1	70	1.1	20	0.3	40	0.7	40	0.7	80	1.3
高鍋町	5,670	180	3.2	50	0.9	50	0.9	80	1.4	90	1.6	100	1.8
新富町	4,800	20	0.4	-	-	10	0.2	10	0.2	20	0.4	-	-
川南町	4,670	70	1.5	40	0.9	10	0.2	50	1.1	10	0.2	10	0.2
門川町	5,550	140	2.5	80	1.4	90	1.6	70	1.3	100	1.8	-	-

1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

付表3 バリアフリー化住宅¹⁾に居住する世帯数及び世帯割合（高齢者のいる世帯）
(平成30年、令和5年)

	令和5年					(参考) 平成30年				
	高齢者の いる世帯 総数 (世帯)	うち一定の バリア フリー化 (世帯)	割合 (%)	うち高度の バリア フリー化 (世帯)	割合 (%)	高齢者の いる世帯 総数 (世帯)	うち一定の バリア フリー化 (世帯)	割合 (%)	うち高度の バリア フリー化 (世帯)	割合 (%)
宮崎県	221,700	95,400	43.0	18,000	8.1	207,300	84,500	40.8	14,700	7.1
宮崎市	72,620	30,430	41.9	6,010	8.3	63,280	25,650	40.5	4,990	7.9
都城市	34,780	14,390	41.4	2,790	8.0	32,580	13,750	42.2	1,970	6.0
延岡市	26,150	12,120	46.3	2,380	9.1	23,980	10,300	43.0	1,890	7.9
日南市	11,860	5,070	42.7	900	7.6	11,970	4,700	39.3	600	5.0
小林市	10,010	4,130	41.3	640	6.4	9,670	4,070	42.1	560	5.8
日向市	12,310	5,620	45.7	1,150	9.3	11,600	4,590	39.6	1,170	10.1
串間市	3,760	1,490	39.6	190	5.1	4,440	1,600	36.0	190	4.3
西都市	6,840	2,730	39.9	400	5.8	6,730	2,330	34.6	430	6.4
えびの市	4,590	2,010	43.8	340	7.4	5,590	2,380	42.6	380	6.8
三股町	4,940	1,960	39.7	400	8.1	4,200	1,610	38.3	280	6.7
国富町	4,220	1,710	40.5	250	5.9	4,030	1,630	40.4	270	6.7
高鍋町	4,410	1,950	44.2	340	7.7	4,380	1,700	38.8	480	11.0
新富町	3,330	1,520	45.6	230	6.9	3,090	1,050	34.0	240	7.8
川南町	3,450	1,270	36.8	190	5.5	3,190	1,230	38.6	180	5.6
門川町	4,070	2,020	49.6	440	10.8	3,980	1,840	46.2	230	5.8

1) バリアフリー化住宅

- ・ 一定のバリアフリー化住宅 高齢者等のための設備・構造のうち、「手すりの設置（2箇所以上）」又は「段差のない屋内」がある住宅
- ・ 高度のバリアフリー化住宅 高齢者等のための設備・構造のうち、「手すりの設置（2箇所以上）」、「段差のない屋内」及び「廊下などが車いすで通行可能な幅」がいずれもある住宅

付表4 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数及び世帯割合
(高齢者のいる世帯) (令和5年)

	高齢者の いる世帯 総数 (世帯)	250m未満		250～ 500m未満		500～ 1,000m未満		1,000～ 2,000m未満		2,000m以上	
		(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
宮崎県	221,700	23,200	10.5	42,100	19.0	69,100	31.2	49,600	22.4	37,700	17.0
宮崎市	72,620	7,210	9.9	13,960	19.2	29,330	40.4	16,810	23.1	5,310	7.3
都城市	34,780	5,680	16.3	11,420	32.8	8,290	23.8	4,350	12.5	5,030	14.5
延岡市	26,150	3,020	11.5	5,810	22.2	8,370	32.0	4,630	17.7	4,320	16.5
日南市	11,860	2,020	17.0	2,020	17.0	3,650	30.8	3,700	31.2	470	4.0
小林市	10,010	570	5.7	880	8.8	2,220	22.2	3,800	38.0	2,530	25.3
日向市	12,310	840	6.8	2,070	16.8	4,080	33.1	3,510	28.5	1,810	14.7
串間市	3,760	540	14.4	480	12.8	550	14.6	810	21.5	1,390	37.0
西都市	6,840	310	4.5	990	14.5	1,680	24.6	1,840	26.9	2,020	29.5
えびの市	4,590	60	1.3	440	9.6	1,240	27.0	1,340	29.2	1,510	32.9
三股町	4,940	1,000	20.2	480	9.7	2,150	43.5	1,150	23.3	160	3.2
国富町	4,220	120	2.8	650	15.4	1,520	36.0	800	19.0	1,130	26.8
高鍋町	4,410	1,150	26.1	640	14.5	1,580	35.8	690	15.6	350	7.9
新富町	3,330	110	3.3	230	6.9	800	24.0	960	28.8	1,230	36.9
川南町	3,450	-	-	-	-	-	-	-	-	3,450	100.0
門川町	4,070	130	3.2	1,580	38.8	1,610	39.6	140	3.4	600	14.7

(参考) 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数及び世帯割合
(高齢者のいる世帯) (平成30年)

	高齢者の いる世帯 総数 (世帯)	250m未満		250～ 500m未満		500～ 1,000m未満		1,000～ 2,000m未満		2,000m以上	
		(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
宮崎県	207,300	25,600	12.3	39,900	19.2	63,200	30.5	34,200	16.5	44,500	21.5
宮崎市	63,280	9,820	15.5	16,420	25.9	25,320	40.0	8,950	14.1	2,770	4.4
都城市	32,580	4,360	13.4	8,650	26.6	9,350	28.7	5,520	16.9	4,690	14.4
延岡市	23,980	3,300	13.8	5,390	22.5	7,350	30.7	3,500	14.6	4,430	18.5
日南市	11,970	1,030	8.6	1,350	11.3	2,490	20.8	4,040	33.8	3,060	25.6
小林市	9,670	990	10.2	930	9.6	2,350	24.3	1,930	20.0	3,470	35.9
日向市	11,600	860	7.4	1,800	15.5	4,960	42.8	2,860	24.7	1,130	9.7
串間市	4,440	530	11.9	310	7.0	1,050	23.6	1,140	25.7	1,410	31.8
西都市	6,730	470	7.0	1,170	17.4	1,420	21.1	1,030	15.3	2,660	39.5
えびの市	5,590	-	-	-	-	160	2.9	180	3.2	5,250	93.9
三股町	4,200	790	18.8	970	23.1	1,450	34.5	890	21.2	100	2.4
国富町	4,030	-	-	110	2.7	260	6.5	-	-	3,670	91.1
高鍋町	4,380	1,460	33.3	800	18.3	1,280	29.2	280	6.4	560	12.8
新富町	3,090	660	21.4	200	6.5	880	28.5	440	14.2	910	29.4
川南町	3,190	-	-	610	19.1	360	11.3	1,230	38.6	990	31.0
門川町	3,980	1,030	25.9	800	20.1	880	22.1	510	12.8	750	18.8

付表５ 最寄りの保育所までの距離別６歳未満の子のいる主世帯数及び世帯割合
(令和５年)

	6歳未満の 子のいる 主世帯総数	100m未満		100～ 200m未満		200～ 500m未満		500～ 1,000m未満		1,000m以上	
		(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
宮崎県	27,800	200	0.7	1,600	5.8	8,700	31.3	10,300	37.1	7,000	25.2
宮崎市	10,090	－	－	980	9.7	3,640	36.1	3,830	38.0	1,640	16.3
都城市	6,330	100	1.6	190	3.0	2,040	32.2	2,630	41.5	1,370	21.6
延岡市	2,730	20	0.7	250	9.2	670	24.5	820	30.0	980	35.9
日南市	1,090	30	2.8	20	1.8	260	23.9	360	33.0	420	38.5
小林市	850	30	3.5	30	3.5	30	3.5	310	36.5	450	52.9
日向市	1,400	30	2.1	20	1.4	450	32.1	670	47.9	230	16.4
串間市	430	20	4.7	－	－	60	14.0	150	34.9	200	46.5
西都市	600	－	－	20	3.3	150	25.0	310	51.7	130	21.7
えびの市	330	－	－	20	6.1	60	18.2	80	24.2	170	51.5
三股町	990	－	－	－	－	640	64.6	190	19.2	160	16.2
国富町	490	－	－	30	6.1	90	18.4	200	40.8	170	34.7
高鍋町	290	－	－	－	－	80	27.6	200	69.0	20	6.9
新富町	540	－	－	80	14.8	130	24.1	80	14.8	250	46.3
川南町	230	－	－	－	－	70	30.4	70	30.4	90	39.1
門川町	210	－	－	－	－	90	42.9	50	23.8	70	33.3

付表６ 最寄りの緊急避難場所までの距離別主世帯数及び世帯割合（令和５年）

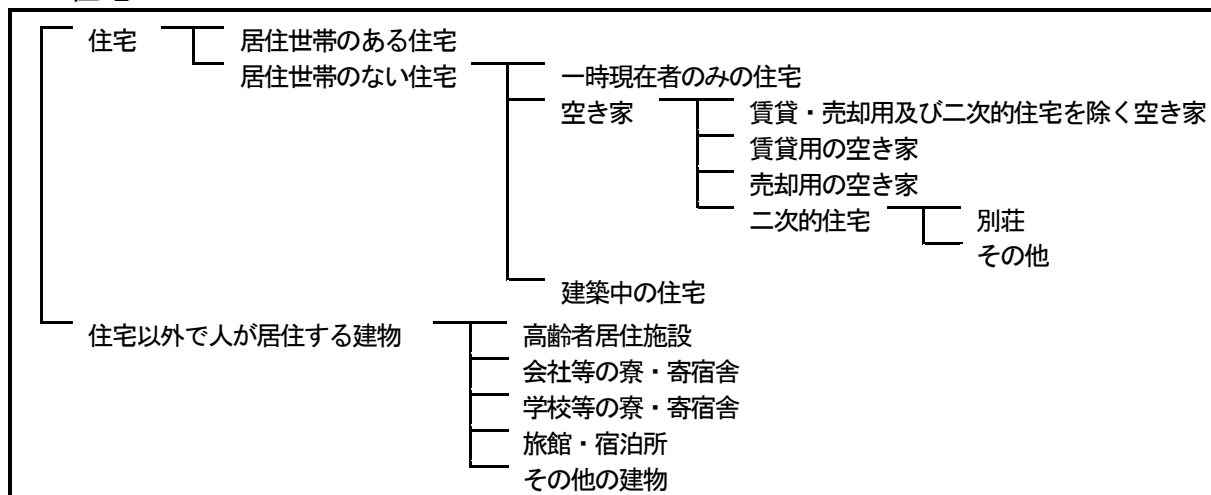
	主世帯 総数	250m未満		250～ 500m未満		500～ 1,000m未満		1,000～ 2,000m未満		2,000m以上	
		(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
宮崎県	463,300	144,900	31.3	124,400	26.9	107,900	23.3	59,500	12.8	26,600	5.7
宮崎市	184,610	80,700	43.7	48,020	26.0	36,510	19.8	12,850	7.0	6,540	3.5
都城市	70,490	5,530	7.8	17,750	25.2	22,950	32.6	18,810	26.7	5,450	7.7
延岡市	51,080	26,800	52.5	14,410	28.2	6,630	13.0	2,330	4.6	910	1.8
日南市	20,670	9,090	44.0	6,820	33.0	3,350	16.2	1,410	6.8	－	－
小林市	18,200	1,740	9.6	3,260	17.9	5,800	31.9	4,710	25.9	2,680	14.7
日向市	24,470	5,950	24.3	9,300	38.0	7,640	31.2	1,050	4.3	530	2.2
串間市	6,490	2,270	35.0	1,870	28.8	1,620	25.0	610	9.4	120	1.8
西都市	11,720	2,270	19.4	3,070	26.2	3,040	25.9	2,790	23.8	540	4.6
えびの市	7,510	90	1.2	370	4.9	1,730	23.0	2,200	29.3	3,120	41.5
三股町	10,120	1,860	18.4	4,510	44.6	2,770	27.4	540	5.3	450	4.4
国富町	7,400	190	2.6	760	10.3	3,620	48.9	1,470	19.9	1,360	18.4
高鍋町	8,680	5,060	58.3	2,120	24.4	1,020	11.8	490	5.6	－	－
新富町	6,100	470	7.7	200	3.3	720	11.8	2,660	43.6	2,050	33.6
川南町	5,750	100	1.7	740	12.9	2,490	43.3	2,110	36.7	300	5.2
門川町	7,070	530	7.5	4,210	59.5	1,770	25.0	270	3.8	300	4.2

第5 用語の解説

「第3 結果の概要」に記載した事項に関連する用語の解説

「令和5年住宅・土地統計調査 調査の結果（総務省統計局）（<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>）」参考情報に記載のある「1. 用語の解説」の抜粋。
一部県にて追記している。

1 住宅



(1) 住宅とは

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次のア～エの設備要件を満たしていることをいう。

ア 一つ以上の居住室

イ 専用の炊事用流し(台所)

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口……………

… 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

ア 居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

イ 居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅

(2) 建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

(3) 持ち家

人が居住する住宅について、所有の関係を区分したうちの一つで、そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。

また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

(4) 平成31年1月以降の増改築・改修工事等

「持ち家」について、平成31年1月以降にその世帯が使用するために増改築（「建て替え」及び「新築」を除く。）や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

なお、本調査は5年ごとに実施しており、前回調査は平成30年に行った。

区分	内容
増改築・改修工事等をした	
増築・間取りの変更	居住室の増改築や、離れを建てる、廊下や押入れなどを居住室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井・壁・床等の内装の改修工事	室内（トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。）のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事 なお、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。
屋根・外壁等の改修工事	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床（下の階の屋根となっている場合）の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強工事	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、金具での柱やはりの補強などの工事
窓・壁等の断熱・結露防止工事	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入する、発砲ウレタンを吹き付けるなどの工事
その他の工事	上記以外の工事 例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線（コンセント、スイッチの増設）など
増改築・改修工事等をしていない	店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等をしていない」に含めた。

(5) 住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているもの や二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

(6) 建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分		内容
木造		建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄物骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

(7) 平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の状況

「持ち家」について、平成31年1月以降に住宅の耐震改修工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
耐震改修工事をした	
壁の新設・補強	横揺れに対処するため、窓などをふさいで壁を設けるなどの工事
筋かいの設置	横揺れに対処するため、柱と柱の間に筋かいを設置する工事
基礎の補強	玉石基礎をコンクリート造の基礎にする、鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事
金具による補強	柱とはり、柱と土台などに金具を取り付けることにより、揺れの減少や柱などの構造部材の脱落、ずれなどを防止するための工事
その他	上記以外の工事 例えば、シロアリの被害のあった部材の交換や、屋根ふき材を重い瓦から軽い金属板などに交換し、建物の重量を軽くするなどの工事
耐震改修工事をしていない	

(8) 平成31年 1 月以降の高齢者等のための設備工事

「持ち家」について、平成31年 1 月以降に高齢者等のための設備工事を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための工事をした	現在、その世帯に高齢者などがいなくても、将来を見越して工事した場合も含めた。
階段や廊下の手すりの設置	階段や廊下に手すりを設置する工事
屋内の段差の解消	居住室と廊下の段差にスロープを設置する工事を行うなど、屋内の段差をなくす工事
浴室の工事	埋め込み式浴槽への変更や浴室内の手すりの設置などの工事
トイレの工事	和式トイレから洋式トイレへの変更、温水洗浄便座の設置などの工事
その他	上記以外の工事
高齢者等のための工事をしていない	

(9) 高齢者等のための設備状況バリアフリー化住宅

人が居住する住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

ア 一定のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内

イ 高度のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内
- ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

2 世帯

(1) 主世帯、同居世帯

1 住宅に 1 世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの 1 室を借りて住んでいる場合など、1 住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

(2) 世帯員の年齢

令和 5 年 10 月 1 日現在の満年齢

(3) 高齢者のいる世帯

65 歳以上の世帯員がいる主世帯

3 住環境・都市計画

(1) 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離

調査区の中心から最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

なお、老人デイサービスセンターとは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく老人福祉施設で、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）について、入浴、食事の提供、機能訓練等の便宜を提供する又は居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う（第一号通所事業）施設をいう。

(2) 最寄りの保育所までの距離

調査区の中心から最寄りの保育所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

なお、保育所とは、以下の施設をいう。

- ・保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する施設）
- ・地域型保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9～第 12 項）を行う施設
- ・認可外保育所（児童福祉法第 39 条に規定する施設又は第 6 条の 3 第 9～第 12 項に規定する事業を行う施設であって、第 34 条の 15 第 2 項等の認定を受けていない施設）
- ・認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する施設

(3) 最寄りの緊急避難場所までの距離

調査区の中心から最寄りの緊急避難場所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

なお、緊急避難場所とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく避難地で、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけられる、住民等の生命の安全の確保を目的とした指定緊急避難場所及び災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした指定避難所をいう。

第6 令和5年住宅・土地統計調査 集計結果公表予定

1 住宅数概数集計

調査結果を早期に提供することを目的として、住宅総数、空き家の総数等の概数を、以下2～4の確定値の公表に先がけて公表するもの（速報値）

(1) 総務省統計局公表

表章地域：全国、都道府県

公表日：令和6年4月30日

(2) 宮崎県版

作成・公表なし

2 住宅及び世帯に関する基本集計

住宅の建築の時期、所有の関係、居住室の広さ、家賃や、家計を主に支える者の年齢、従業上の地位、世帯の年間収入など、住宅及び世帯に関する基本的な項目について集計した結果（確定値）

(1) 総務省統計局

表章地域：全国、都道府県、市区及び人口15,000人以上の町村

公表日：令和6年9月25日

(2) 宮崎県版

公表日：令和6年11月18日

3 住宅の構造等に関する集計

持ち家の増改築・改修工事、耐震改修工事など住宅の構造に関する項目、最寄りの生活関連施設までの距離など住環境に関する項目、世帯が所有する空き家に関する項目などについて集計した結果（確定値）

(1) 総務省統計局

表章地域：全国、都道府県、市区及び人口15,000人以上の町村

公表日：令和7年1月29日

(2) 宮崎県版

公表日：令和7年3月7日（今回）

4 土地集計

世帯が所有している住宅及び土地の所有状況や、世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの取得方法、利用現況、所在地などについて集計した結果（確定値）

(1) 総務省統計局

表章地域：全国、都道府県、市区及び人口15,000人以上の町村

公表日：令和7年3月頃

(2) 宮崎県版

公表日：令和7年5月頃

5 令和5年住宅・土地統計調査 結果の概要【宮崎県版】

宮崎県の各集計結果（確定値）を1冊にまとめたもの

公表日：令和7年6月頃

6 注意事項

(1) 宮崎県版公表時期について

県は、総務省統計局が公表した統計表を用いて作成するため、総務省統計局の公表が変更となった場合、県の公表日も変更となる場合があります。

(2) 宮崎県版の表章地域について

結果の概要については宮崎県の結果を中心に、付表にて市及び人口15,000人以上の町（北諸県郡三股町、東諸県郡国富町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町及び東臼杵郡門川町）について、主要な指標を掲載します。